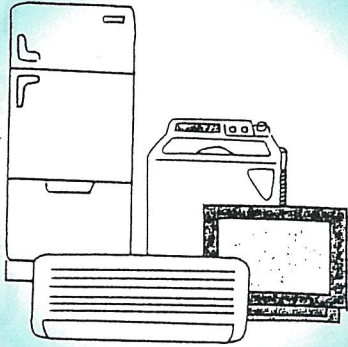


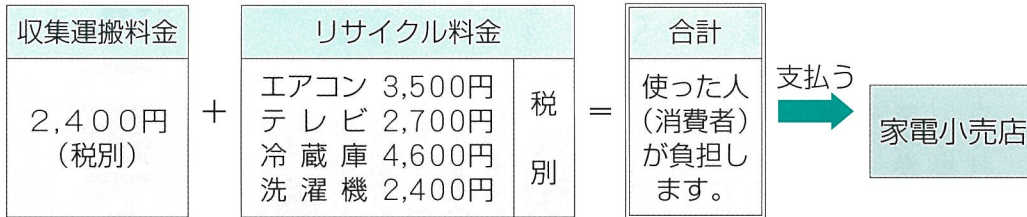
**粗大ゴミ(家電4品目)の
収集運搬料金は二千四百円に決定**

4月1日より、家庭から出る粗大ゴミ(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の引取りを家電小売店又は組合指定の運送業者へ依頼するときに支払う費用のうち、収集運搬料金が二千四百円(税別)に決まりました。

この金額は、山武郡環境衛生事業振興組合管内(横芝町・松尾町・芝山町・山武町・蓮沼村)の家電小売店や組合指定の運送業者に適用されます。
なお、引取りを依頼する場合は次のようになります。



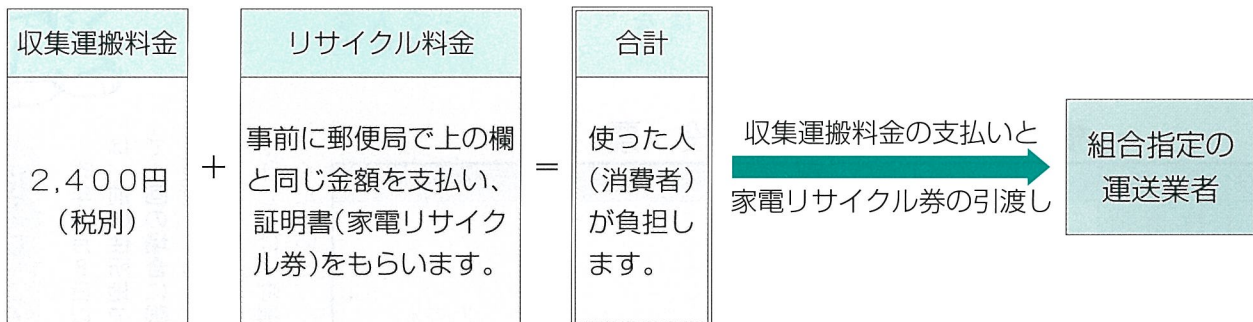
1. 家電小売店へ依頼する場合 (1台あたり)



※家電の種類、大きさに関係ありません。

※一部の家電では金額が違います。

2. 組合指定の運送業者へ依頼する場合 (1台あたり)



※家電の種類、大きさに関係ありません。

※一部の家電では金額が違います。

家電リサイクルQ&A

こんな疑問!

Q 4月以降の粗大ゴミの出し方となるの?

A 家電リサイクル法が4月1日施行により、この日から山武郡環境衛生事業振興組合(横芝町他4町村で構成)では、粗大ゴミとなったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫は回収しないことになりました。又、自己による組合への持込みもできなくなります。

その他の粗大ゴミは、今までどおり回収します。

Q 家電製品(4品目)を買うときに、リサイクル費用の上乗せはできないの?

A 家電リサイクル法を作るときに、いろいろな意見が検討されましたが、

① 家電は長く使用されるため、作るときに将来のリサイクル費用を予測することが困難。

② 家電メーカーが倒産などしたら、上乗せしたりサイクル費用が無駄になってしまう。

③ 今、家庭で使用されている家電はリサイクル費用を払っていない。

以上のことにより、上乗せはしないことになりました。